

司法制度再改革の必要と
弁護士人口問題

2010年8月

弁護士（大阪）

松 浦 武

司法制度再改革の必要と弁護士人口問題

目 次

| | |
|---------------------------|------|
| 一、はじめに | 1 頁 |
| 二、戦後の、司法の人権上果たした役割 | 1 頁 |
| 三、弁護士の社会的役割と業務の公共性 | 4 頁 |
| 四、弁護士大増員の司法改革について | 6 頁 |
| 五、新規法曹年 3,000 人への増員計画の問題性 | 11 頁 |
| 六、「弁護士制度の改革」について | 13 頁 |
| 七、裁判所事件数の推移と弁護士大増員の影響 | 16 頁 |
| 八、法科大学院制度の問題性 | 21 頁 |
| 九、国民生活とあるべき法曹養成制度 | 29 頁 |
| 十、今後の法曹養成制度について | 37 頁 |

司法制度再改革の必要と弁護士人口問題

2010年8月

弁護士（大阪） 松浦 武

一、はじめに

国政は、行政、立法、司法を問わず、常に国民の真に望んでいるもの、真に必要なとしているもの、を達成するために行うことが求められている。

国民が真に求め願っているものは「安心して暮らせる社会」であり、これが国民が幸福に暮らせる社会の核心となるものである。そして、国民が「安心して暮らせる社会」とは、国民生活において、基本的人権が十分に守られる社会である。この基本的人権には、自由権のほかに、社会権といわれる生命と健康の保持、労働権、アメニティ権、環境権、健康で文化的な最低限の生活を営む権利などが含まれる。おそらく「基本的人権が十分に守られる社会」は、今後益々もとめられ、深化していくものであり、社会秩序の根幹をなすものと考えられる(注1、注2)。

以上のことから、司法改革にあっても、「国民の基本的人権が十分に守られる」、ための制度改革でなければならないものである。

注1 宮本憲一「公共政策のすすめ」、有斐閣 2003年6月10日刊、81頁は、「私は、伝統的な公共性論である権力的な公共性から、現在的な公共性である基本的人権の公共性へと変化していると考えています・・・現在的な公共性論が主張する基本的人権は、自由権としての所有権もありますが、それ以外に社会権といわれている生命と健康の保持、思想の自由などの人格の尊厳に基づく生活権、労働権、アメニティ権や環境権などがその内容となっています。」としている。

注2 半谷高久・秋山紀子共著「人・社会・地球」、株式会社化学同人、1997年1月20日刊3頁では、「私たちは、基本的人権の尊重が、人間社会の発展の基盤であり、また地球というシステムの発展の基礎でもあると確信しています・・・経済発展を社会の発展の第一目標とする生産指向型社会では、その発展のために個を犠牲にする理論がまかり通っています。それは人間である以上誰もがもっている基本的人権の否定以外の何ものでもありません。私たちは、そこに現在の生産指向型社会の矛盾と限界を見出すのです。私たちは基本的人権の尊重を、人間社会システムの第一目標にすることを提案しようと思います。」

二、戦後の、司法の人権上果たした役割

1 (1) 刑事再審について、最高裁決定(昭和50年5月20日のいわゆる白鳥決定)

は、再審手続の厳格性を従来より緩和し人権尊重の理念を明らかにした。

労働関係では、解雇権濫用理論を駆使して、解雇を規制する多くの裁判がなされ、わが国では解雇が困難であるとの社会秩序が形成され、労働者の身分が安定した。

- (2) 交通事故については、裁判により金額を含む精緻な損害賠償体系が構築され、これにより日本の社会における損害賠償秩序が形成された。
- (3) 日照権、プライバシー権も戦後、裁判によって形成された権利秩序である。
- (4) 四日市ぜんそく訴訟は、大気汚染とコンビナートの責任に関する社会秩序を裁判によって形成した。また、この判決があったことにより、政府は、判決直後から公害企業の総点検に乗り出し、昭和 48 年には、「公害健康被害補償法」が制定されるに至った。
- (5) 大阪空港訴訟は、最高裁判決により、公共事業であっても、公害責任があることが認められた。
- (6) スモン訴訟では、裁判により、薬品の副作用につき企業および国の責任を認めた結果、薬品による被害者救済についての社会秩序が形成された。また右判決のあった結果、昭和 54 年に薬事法が安全性の確保のため大改正もなされた。
- (7) 近時激増した多重債務者問題は、弱者の生存に危機をもたらす契機ともなる過酷な人権侵害をもたらす状況から、社会的に大きな問題となり、最高裁判所は、貸金業規制法による従来の貸金業者の業務について、利息制限法超過の高金利支払は無効として、遡って、貸付金についての、元金及び利息制限法所定の金利に充当できることを認めた（注 3）。

その結果、2009 年 4 月現在、1084 万人がサラ金残高があると集計されており、その平均借入期間は 6.5 年、そのうち 3 割以上が 10 年以上サラ金の継続取引をしているといわれているが、上記判例に基づき、無効高金利支払分を充当計算すれば、6.5 年間サラ金と取引を継続しておれば、債務残高は殆ん

どゼロ円となるとのことであるから 500 万人は債務者でなくなる可能性があり、10 年以上取引を継続しているものは、かえって 50 万円を超える過払金債権をもつことになるといわれている（注 4）。

政府も多重債務者問題は、深刻な社会問題であると認識し、2006 年 12 月 22 日「多重債務者対策本部」を設置し、立法においても平成 18 年 12 月 13 日、新貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立し、平成 21 年 12 月 20 日をめどに貸金業規制法 43 条のみなし弁済規定（いわゆるグレーゾーン金利）を廃止する、刑罰が科される出資法の上限金利を年 29.2%から 20%に引き下げることとなった。そのほか貸金業規制の強化をはかった（注 5）。

(8) 雇用問題は 1990 年代より市場原理主義のもとに政府による労働力流動化政策により、労働規制が順次大きく規制緩和され、労働力流動化政策が推進された。その結果、雇用が不安定で低賃金の派遣・契約社員・パートなどの非正規雇用が激増し、非正規雇用の労働者は、今日では 1760 万人に達し、そのうち 1000 万人は雇用保険未適用の年所得 200 万円に満たない「ワーキングプア」なのである、といわれている（注 6）。

「非正規従業員は社会保障給付というセーフティネットには含まれていない。非正規従業員を雇用すると、企業が社会保障負担を節約できることは、低賃金と解雇容易性ととともに三大メリットなのである。ある日突然、生活の保障もなく、紙くずのように捨てられる人々が巷に溢れ出る。再雇用される見込みもなく、人間として生きていく権利すら収奪される人々が大量に生み出されていくのである」（注 7）。

雇用関係については、このような情勢から、折角、判例が形成してきた、雇用の安定性に対して、顕著な格差社会が生じ、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が構造的に失われる状況が生じている。これは、国民の「安心して暮らせる社会」を根底からくずすものであって、基本

的人権を大きくゆるがすものであり、行政および立法の早急かつ深刻な課題である。

注3 最高裁平成18.1.13判決（民集60巻1号1頁）— みなし弁済規定の死文化

注4 宇都宮健児編著「多重債務被害救済の実務」（第2版）2010年1月25日、勁草書房刊298頁

注5 前掲「多重債務被害救済の実務」1頁～10頁

注6 高梨昌「雇用政策に問われる課題」ジュリスト、1377号、45頁

注7 神野直彦『「分かち合い」の経済学』岩波新書、2010年6月15日刊、6頁

三、弁護士の社会的役割と業務の公共性

- 1 前述の戦後の裁判例で述べたように、国政の最後の砦として裁判を通じての人権擁護と正義の形成は、社会においてきわめて重要である。しかしながら、裁判を通じての正義の形成は、裁判官のみでできるものではない。前述した各訴訟事件類型についてみても、再審無罪の判決の獲得は、むしろ、関与した弁護士の努力の方に重みがある。また、労働事件、公害、環境問題、そして最近の過剰な高金利の取立にあえぐ消費者を救済した判決や、また消費者保護に資する新貸金業法の制定は、弁護士、弁護士会の多大な努力によるものである。これらはすべて、人権擁護と社会正義実現の使命感に基づく弁護士の働きの結果に負うところが大きい。

また、裁判自体も訴訟を起こさなければありえないものであるから、裁判による人権擁護と正義の実現は、弁護士が依頼者の代理人となって訴訟を提起し、訴訟において努力することによって初めて得られるものである。さらに、弁護士が当事者の一方につくだけでなく、他方にもついて、同様の使命のもとに十分な反論を行うことによって、その中から偏らない、真に正しい社会秩序形成の裁判ができるのである。このことからして、司法による、真に正しい、人権擁護と正義の形成は、裁判官と弁護士の共同作業ともいうべきものであって（刑事においては検察官も入る）、弁護士の関与は不可欠であり、弁護士以外にこの役割を果たすものはいない。したがって、弁護士の本質的業務はこの役割である。従って弁護士の本来的業務自体が司法機構の重要な構成要素であり、きわ

めて重要な公共的業務である。

2 社会において、人権と正義が守られることは、「安心して暮らせる社会」の基礎となるものであり国民福祉上最重要であり、そして弁護士はそのことの達成が使命とされている者である（以下「使命感」という、弁護士法第一条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」として）。従って弁護士のあるべき司法政策、弁護士政策は、弁護士がこの公共的業務を推進すること及び弁護士がこの公共的業務を推進できる環境を制度的に保持し得るようにすることである。即ち弁護士は第一に、その本質的業務上法曹三者の一人として裁判官と協同（対立的協同を含む）し、司法による人権擁護と社会正義を実現し、国民の人権と社会正義実現についての最後の砦の役割を果たすべきである（注8）。第二に、弁護士は、予防法学的業務、あるいは交渉業務等の裁判外業務にあっても、弁護士業務の「使命感」を離れた業務を行ってはならない。「使命感」に基づく客観的な判断こそが、通常、裁判所に認められ、依頼者にとって結果的には利益になるはずのものである。また、そのことによつて弁護士の正当な信頼が維持されるのである。弁護士は、業務基準について使い分けをしてはならない。第三に、自由競争的利益追求社会における弁護士および弁護士会の役割である。自由競争的利益追求社会が、国民の基本的人権を侵害することなく、真に国民の利益となるように機能するためには、利益追求の結果生ずる弊害について、絶えず警告し、これを止める役割を果たすものが構造的に必要である。この役割は、当然、国（行政・立法）であるが、環境、公害、薬害問題等にみられる日本のこれまでの実績からして、十分果たしているとはいえない。これまで弁護士・弁護士会は、この役割を分担し一定の成果をあげてきたこと、また国、企業から独立している弁護士・弁護士会が、弁護士の「使命感」を堅持して上記の役割を担うことは、社会機構としても優れた制度であると考えられることから、これからも弁護士・弁護士会は、更にこの役割を重視し推進していくべきである。第四に、前記第一ないし第三の弁

護士政策を推進するために、さらに根底的に重要な弁護士政策は、弁護士の独立性維持のための経済環境の確保である。裁判官にあっては、独立性を確保するために権力および経済面からの身分保障が憲法上保障されている。弁護士にあっては、国家権力等からの独立性は弁護士自治により一定の保障はされている。しかし経済面においては保障はなく、依頼者からの収入のみに依存することとなっていることから、弁護士の経済面からの独立性確保については構造上問題がある。この場合独立性の確保は、一つは弁護士倫理によってはかるべきであるが、これのみに依拠するのでは相当でない。このことは裁判官の独立性の確保について、その倫理に依拠するのみでは適当でないとして、結局、憲法上、身分、収入を制度的に保障することにより裁判官の独立をはかっていることから容易に考えられるところである。

それでは弁護士の独立性確保のための経済面における制度的環境的保障は、何をもってするのかということになる。国等からの経済的保障を考えることは、国家権力からの干渉を招くこと、国民の側からの信頼が得られないことから相当でなく、やはり、基本的には依頼者からの収入によって経済面を支えるという方向性を動かすことはできないであろう。しかしながら、弁護士の過当競争となるような環境では弁護士の経済面からの独立性の確保は環境的に困難になる。したがって、結局は、弁護士の経済的独立性をはかる制度・環境として、弁護士人口を過当競争に至らない適正競争の規模とするという間接的な方法しかない。したがって、このような環境づくりも、弁護士業務の公共性を維持し弁護士の使命達成のための重要な弁護士政策、司法政策とすべきである。

四、弁護士大増員の司法改革について

- 1 平成13年6月12日付司法制度改革審議会意見書（以下「司法審意見書」という）は、日本の法曹人口は国際的にみて少ないとし、今後の法曹需要が増大することが予想されるので、「平成22年ころには新司法試験の合格者を年間

3,000人とすることを目指すべきである。」としている。そして「実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は、市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで、計画的にできるだけ早期に達成すべき目標であって、上限を意味するものではない・・・」とし、法曹人口につき市場原理によることを述べている。

しかしながら、「司法審意見書」は、次に述べるとおり、きわめて杜撰かつ不適当な意見であるといわざるを得ない。

- 2 司法審は国民人口当りの法曹数ないし弁護士数でもって法曹人口の過少を論じている。しかし、そのような手法はそれぞれ国情が相違することから相当でない。たとえばアメリカの弁護士の取扱い業務となっている業務を日本では税理士等の隣接業者が扱っている。これら隣接業者（税理士 62,707名、弁理士 3,827名、司法書士 16,927名、行政書士 35,888名、社会保険労務士 46,348名）は、計 165,293名（H8.5.31）おり、これとわが国の弁護士数（15,945人・・・平成8年）の合計は 181,238名であり、これとの人口対比を見ると「弁護士等」一人当たりの人口は 693名となる。さらにアメリカの弁護士が日本と違って、企業法務や連邦、地方レベルの官庁等へ広く進出していることを考えると、わが国において弁護士不足を声高にいうことに疑問が残るといわれている（注9）。

司法審のような、国民人口当りの比較をするのであれば、まだしも、例えば弁護士の業務活動は裁判活動と密接な関係があるといえるから、裁判官数に対する弁護士数の比較をする方が相当である。裁判官数が多いことは、それだけ裁判所事件数が多いことからそれに比例して弁護士も多数存在し得ることになるからである。

裁判官数に対する弁護士数の国際比較をすれば次のとおりである（以下平成7年11月13日付、法曹養成制度改革協議会の意見書記載の数字による）。

- (1) 日本は、裁判官数 2,860人（簡裁判事を上記意見書の数に加算）、弁護士数 15,540人（平成7年4月4日現在）であるから裁判官1人当り弁護士数

5.43 人である。

(2) ドイツ（西ドイツ）裁判官 17,900 人、弁護士 59,400 人である。西ドイツの裁判官数 17,900 人は、日本の裁判官数 2,860 人の 6.25 倍である。また、裁判所事件数においては、西ドイツの年間新受件数は民事系訴訟（地裁、区裁、労働裁判所）2,271,623 件、行政系訴訟 333,690 件、合計 2,605,313 件である。これに対し日本では、民事訴訟（地裁＋簡裁）428,091 件、行政事件 846 件、計 428,937 件である（いずれも 1984 年度）（注 10）。即ち訴訟事件数は 6 倍である。従って、西ドイツの裁判官数や事件数から比較して、日本の弁護士数は西ドイツの弁護士数 59,400 人の 6 分の 1 の、9,900 人で足りることになるから、この比較からすれば、既に日本は 5,000 人弁護士が多いことになる。

(3) フランス

裁判官数 4,600 人、弁護士約 28,000 人

従って裁判官 1 人当り弁護士数 6.08 人、この比較では日本の弁護士数はほぼ同じである。

(4) 上記のとおり、それぞれの国情の違いから、国民人口当り弁護士数を比較しても意味のないこと明らかである。

西欧先進国では、アメリカ、ドイツ、フランスにおいても、後述するように弁護士の過剰が既に問題となってきたのである。従って国民人口との比較によって弁護士人口が少ないから増員すべきであるというような単純な判断のもとで司法制度の改革を考えるべきではなく、もっと、各国の事情、状況を把握し、かつ我が国の国情において真に適切な弁護士人口は如何にあるべきか、実証的科学的な検討がなされるべきである。

3 司法に対する需要、弁護士に対する需要は、その国における、行政その他の司法代替機関の充実度等が大きく影響するところであり、これらの普及度、利用度の国際比較からも判断をすることが必要である。たとえば関西学院大学平

松毅教授によれば、「日本には、国、県そして市町村レベルにおいて……苦情処理制度が充実しているという点では世界でも類例がありません。」「なぜ日本に犯罪や訴訟が少ないのか、世界の文明国で訴訟が少ない国は日本以外にないのかということ进行调查すると、ノルウェーでは人口当り訴訟件数は日本の半分しかなかった」とし、その比較としてノルウェーには各市町村ごとに調停委員会があって民事裁判を提起する前にその調停委員会にかけなければならず、ここで紛争の半分以上が解決されているとし、日本ほど大規模に市民相談を制度化している国はなく、訴訟が提起される前にそういった窓口で多く解決をみている（注11）といわれている。これらの点も調査検討して比較されなければならないはずである。

- 4 司法制度の改革を考える場合には、まず、最初に徹底した現状の問題点とその原因の分析、及び根底からの政策論議が不可欠である。我が国の司法を国政のなかでどう位置付けるのか、国民の司法に対する基本的要望は何か、その中で司法を担う法曹三者の役割とその質と量をどう考えるのか、制度の改変は結果として国民の要望にこたえたものになり得るか、等について、慎重な検討と影響評価を行い、そのうえにたって具体的制度改革が考えられるべきである。国民が根源的に求めているものは、頭書に述べたとおり、基本的人権が十分に守られる、「安心して暮らせる社会」である。これを実現するには、行政、立法、及び司法のすべてがその最高政策として人権擁護と社会正義に基づく社会秩序の形成とその深化に努めるほかにない。即ち人間社会における最高の法規範は、人権と社会正義実現に資するものでなければならず、社会における法、制度、及びその改革は、すべて、人権と社会正義に基づく秩序の形成にかなっているかの観点から絶えず吟味される必要があるのであり、これにかなっていない場合は、それは行ってはならないことである。

- 5 (1) 「司法審意見書」は、「法曹が法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、」と述べている。司法審のここで言う法の支

配とは何を意味するのか、どのような内容まで含むのか必ずしも明らかではない。しかしながら、前述したように、社会・国民が最も求めているものは、人権と社会正義が守られる、「安心して暮らせる社会」であることからすれば、社会・国民から真に求められている法とは、人権擁護と社会正義実現に資する法であり、これが最高法規範であると考えべきである。従って「法の支配」とは、この人権と社会正義実現に資することのできる法による支配でなければならず、これに反するものは排除されるべきものである。

- (2) 通常、既存の法基準にはしばしば矛盾や不備が存在していることは周知の事実であり、こうした場合、裁判官、弁護士等の司法に携わる法専門家は、法を補充・修正していく一種の創造的作業を行うものとされている(注12)。この場合の法創造は、社会・国民の求めている法である人権と社会正義実現に資する法の創造でなければならない。弁護士は司法に携わる専門家の中では、このような法の創造を業務の中で訴の提起する等先駆して行わねばならない者であり、司法を人権と社会正義が実現される場として先導して行かねばならない役割を有する。司法制度における最高次の政策は前述したように、人権と社会正義に資する「法の支配」(以下「真の法の支配」という)でなければならないが、人権と社会正義に資する法は、当然に存在するものではなく、現実には、日々創造・獲得をしていかなければならないものであり、そのためにはその法を創造する役割を担う法曹、特にそのための先駆的活動をする弁護士は、その役割を担い実践する倫理的質を保持する者でなければ、「真の法の支配」は実現しない。「司法審意見書」は、「法曹の数は……市場原理によって決定されるものであり」としている点において、弁護士の倫理的質の確保について十分配慮しているとは到底考えられない。従って、司法審の言う「法の支配」とは、上記の弁護士倫理に裏打された「真の法の支配」ではない。少なくとも、このことを軽視している。そのために、法曹、特に弁護士について、「真の法の支配」の担い手となり得る質をどうすれば、保持

できるかについて十分な検討がされていない。また、弁護士人口の増員が、「真の法の支配」の担い手となるための「質」に、どのような影響を与えるかについても検証を怠っている。司法試験合格者数について、従来 500 人～1,000 人であったものを一挙 3,000 人とする提案などは、後で述べるようにその検証不足の最たるものである、といえよう。

注 8 加藤新太郎「弁護士役割論」平成 4.3.25 弘文堂刊 164 頁は、「弁護士は、一面では、①依頼者との依頼関係に基づく誠実義務＝善管注意義務を負うとともに（訴訟代理人的役務）、他面では、②裁判所と協力して、社会正義を実現すべき義務を有する（公益的役割）。

注 9 日弁連第 16 回司法シンポジウム「市民のための司法へ」基調報告 138 頁

注 10 木佐茂男「人間の尊厳と司法権」日本評論社 1990 年 4 月 1 日刊、43 頁

注 11 座談会「日本国憲法の二一世紀への展開」中の関西学院大学教授 平松毅発言、大阪弁護士会会報 205 号、34 頁、35 頁

注 12 和田仁孝、「裁判モデルの現在の変容」、棚瀬孝雄編「現在法社会学入門」1996 年 5 月 20 日法律文化社刊、131、132 頁参照

五、新規法曹年 3,000 人への増員計画の問題性

- 1 「司法審意見書」は、「平成 22 年ころには新司法試験合格者数の年間 3,000 人達成を目指すべきである。」としている。しかしながらこの考えについては次のような問題がある。
- 2 質と量の関係は、量が増加すれば質が低下するという問題がある。現在、アメリカ、ドイツでの弁護士の量の増加の影響として、平均的には、弁護士は、倫理的質も技術的質も低下してきているといわれている。即ちアメリカでは、弁護士業務のビジネス化（サービス産業化）が進み、弁護士の金儲け志向が強くなり、その結果 1960 年、70 年代に比べ、プロ・ボノの活動が大幅に減少したといわれている。また弁護士の競争の激化と弁護士の金儲け志向は、倫理の荒廃を生み、乱訴、訴訟の引き延ばし、不誠実な訴訟活動が増加しており、アメリカの裁判制度は乱訴、裁判官不足、巨額の訴訟費用のため機能麻痺の状態にあるともいわれている（注 13）。そして、アメリカの世論調査では、弁護士に対する国民の評価が一貫して低く、近年はさらに低くなっているといわれて

おり、1993 年のアメリカの弁護士に関するギャロップの調査では、「弁護士の正直さ、倫理性をどう評価していますか」の問いに対し、「非常に高い、あるいは高い」と答えたのはわずか 16%であり、41%の国民が「低い、あるいは非常に低い」と答えていると報告されている（注 14）。そして、1992 年のカリフォルニア弁護士会の統計によれば、回答した弁護士の 70%が可能なら他の職業に就きたいと答え、75%が自分の子供には弁護士になってほしくないと答えている状況であり（注 15）、「アメリカでは人に嫌われたくなかったら弁護士であることは黙っておいた方がよい」、「アメリカの法曹は市民の信任を完全に失っている」との報告もある（注 16）。

また、西ドイツにおいては、すでに 1984 年度のドイツ法系民事訴訟担当者会議における討論の中で明らかになってきたこととして、「弁護士数が果てしなく増大しつつある結果、弁護士の質的水準が維持できないことのほか、依頼者の利益、さらには司法の客観的利益よりも自己の利益に重点を置く弁護士の職業観に対する危惧が一般化していると報告されている（注 17）。またその後においても、その深刻さが深まっていく状況について次のような指摘もなされている。「(弁護士においては)、プロフェッションというものの重要な要素が、どれもこれも、崩れてきている」、「弁護士の供給が増えたということは、クライアントへの従属性が強まったということの意味する。そしてクライアントの立場が強まったということは、外部からのコントロールと影響によって弁護士の自治活動が崩されていくことを意味する。〈弁護士の供給過剰〉はすでにみられた弁護士の分裂を促進し、プロフェッションとしての意識や価値体系を掘り崩すとともに、多かれ少なかれ存在した経済的独立性を失わせ、その結果統一的なプロフェッションとしての弁護士像をますます疑わしいものにしていく」（注 18）。

現在ドイツでは弁護士資格をもった者の約三分の一が実質的な失業状態にあるといわれている（注 19）。

以上の、弁護士過剰国である、アメリカ、ドイツの状況からして弁護士過剰は社会的に問題があり、「真の法の支配」を実現するものではなく、また「真の法の支配」を社会の隅々にもたらずものでもなく結局、国民の安心して暮らせる社会に資するものでないことが明らかにされている。

- 3 米・欧先進諸国と比較して、国民人口あたり、法曹特に弁護士数が少ないから日本でも大幅に増加させるべきであるとの論がよく言われている。司法審も実態をよく調査せず同様のことを述べており、これを今次司法改革の前提としている。しかし法曹人口及びその中の弁護士人口は、その質を保持出来る限度の範囲でその国の社会・国民の必要とする人数を考えるべきであり、その限度を越えれば過剰となってくる。弁護士過剰は弁護士倫理の低下をもたらし、社会・国民にとって悪影響を生ずることから、真に社会・国民に対する悪影響を考えるならば弁護士人口は慎重にその適正数が検討されなければならない。従ってアメリカ、ドイツのように弁護士過剰の弊害が問題となっている国と比較することが相当でないことは明らかである。

注 13 弁護士吉川精一、『諸外国における弁護士業務の「産業化」とその日本への影響』自由と正義 42 巻 1 号 33 頁、36 頁、37 頁

注 14 棚瀬孝雄、「弁護士倫理の言説分析 2」法律時報 68 巻 2 号 54 頁及び同書注 25

注 15 吉川精一、『「グローバルスタンダード」を越えて』自由と正義 1999 年 8 月号 114 頁

注 16 鈴木仁志「アメリカ司法を理解するためのキーワード」自由と正義 2000 年 7 月号 11 頁

注 17 上田徹一郎、「海外学界事情—1984 年度ドイツ法系民事訴訟法担当者会議」民事訴訟雑誌 31 巻 234 頁

注 18 村上淳一、「ドイツにおける法律家養成の現況」ジュリスト No.1016 号 74 頁

注 19 加藤久雄「二一世紀の法曹育成はどうあるべきか」、ジュリスト No.1163 号 2 頁

注 20 (欠番)

六、「弁護士制度の改革」について

- 1 「司法審意見書」は、「社会における弁護士の役割は、「国民の社会生活上の医師」たる法曹の一員として、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」（弁護士法第 1 条 1 項）との使命に基づき、法廷の内と外とを問わず、国民にとって「頼もしい権利の護り手」であるとともに「信頼しうる正義の担い手」とし

て、高い質の法的サービスを提供することにある。」としている。しかし弁護士人口について市場原理をとり、大量増員をはかっている司法審がこのような提言をすることは矛盾であり、空疎なものといわねばならない。

国民が真に求めているのは、「安心して暮らせる社会」であり、人権擁護と社会正義が貫徹される、「真の法の支配」が実現される社会である。国民が弁護士に真に求めているものは、国家権力を含むいかなる権力や経済力に抗しても人権擁護と社会正義が貫徹される社会づくりを実践し、「真の法の支配」を実現する弁護士である。このような倫理的質こそが、法技術的質とあいまって国民の「安心して暮せる社会」に寄与するものであり、弁護士として根底から求められる最も重要な質である。そしてこの質に基づく弁護士の業務活動こそが本来弁護士に期待される社会的に最も重要な公共活動である。このような弁護士でなければ、「司法審意見書」に言う「頼もしい権利の護り手」となり、「信頼し得る正義の担い手」には決してならないのである。したがって弁護士及び弁護士制度を考える場合、弁護士業務において、「真の法の支配」を実現する弁護士の質を弁護士制度においていかにして確立保持するかが最大の課題とすべきものである。

弁護士が、いかなる権力にも影響されることなく、人権擁護と社会正義を実現する「真の法の支配」を実現するためには、弁護士の権力に対する独立性および経済的独立性が最も重要である。そして弁護士の権力からの独立性は弁護士自治によって一応まもられているが、経済的独立性は、構造的には、弁護士数を過当競争でなく適正数に保つ環境によって護られるとするよりほかはないのである。社会・国民にとって、「安心して暮らせる社会」づくりのために「真の法の支配」が最も重要であることから、「真の法の支配」を実現するための弁護士の質の確保のため、弁護士の前記構造的経済環境保持による弁護士の経済的独立性が、弁護士自治と同様に重要性をもって考えられなければならないのである。

司法審は、中間報告においても、また答申書においても、一言も弁護士の独立性にふれていない。むしろ弁護士人口は市場原理によるとして、弁護士の経済的独立性を保障する環境・制度については、これを否定する考えに立っている。

人間の行動は、素質と環境の所産であり、素質のほか、環境の影響を受けることは一般的にはまぬかれないことである。

弁護士人口大幅増員により収益が、事務所維持・生活維持の限界領域の程度に経済環境がなった場合には、自己の生活維持をはかることの淘汰圧により、弁護士倫理上行うべき行動も収入を得るため抑制されざるを得ない場合が生ずるであろう。弁護士は基本的人権の擁護と社会正義実現の使命による倫理のもとに、国家権力、社会権力、経済的権力等あらゆる権力に抗して職務を行わねばならないものであり、そのような機能を発揮できなければ、司法によって基本的人権の擁護と社会正義に基づく社会秩序を形成することが不十分となり、国民が安心して暮らせる社会にならないものである。この弁護士倫理の実践を維持するためには、倫理教育も必要ではあるが、それ以上に重要なものは弁護士自治とともに構造的に弁護士の生活維持の経済環境を保持することにより弁護士の独立性をはかることである。それは弁護士にあっては市場原理を排除し、過当競争に至らない適度な弁護士人口とするほかはないのである。

このような、弁護士および弁護士制度を考えるに当たっての最大の課題である弁護士の独立性について、認識を欠き、検討を怠ったまま、司法審が、単に言葉のうえだけで、弁護士の使命は人権擁護と社会正義の実現であると述べても、これをささえる機構や裏付けが考えられていない制度は、弁護士の使命達成について実効性がなく、意味のないものと言わねばならない。

法技術の使用は他に対して重大な侵害を生ずるものであり、一歩間違えれば凶器となるものである。法技術は、弁護士の「使命感」に基づく倫理のもとに、「真の法の支配」に則して使用されることによって、はじめて社会・国民の「安心して暮らせる社会」に資するものであることを深く考えるべきである。

七、裁判所事件数の推移と弁護士大增員の影響

1 地方裁判所の訴訟事件数の推移と弁護士選任率について

(1) 地方裁判所の民事訴訟事件は弁護士の業務量の主力であり、その事件数の推移及び弁護士選任率の推移は弁護士が足りているか、或は過剰になっているか等を示すものと考えられる。

全地方裁判所の民事・行政事件新受事件の増加率、及び全地方裁判所の民事通常訴訟既済事件の弁護士選任率は表1のとおりである。

表1 地方裁判所第一審民事訴訟新受事件の推移と弁護士選任率の推移表

| 年次 | 新受事件数と増加率 | | 弁護士選任率と増加率 | | | | 弁護士数と増加率 | |
|-------|-----------|------|------------|------|-------|------|----------|------|
| | 新受事件数 | 増加率 | 弁護士選任率 (%) | | | 増加率 | 弁護士数 | 増加率 |
| | | | 原告 | 被告 | 合計 | | | |
| 昭和44年 | 120,582 | 1.00 | 65.6 | 43.7 | 109.3 | 1.00 | 8,562 | 1.00 |
| 平成2年 | 114,402 | 0.95 | 83.6 | 53.3 | 136.9 | 1.25 | 14,184 | 1.66 |
| 平成7年 | 155,367 | 1.29 | 76.9 | 44.8 | 121.7 | 1.11 | 15,541 | 1.82 |
| 平成10年 | 180,177 | 1.49 | 75.5 | 44.5 | 120.0 | 1.10 | 16,852 | 1.97 |
| 平成12年 | 184,246 | 1.53 | 74.2 | 45.7 | 119.9 | 1.10 | 17,698 | 2.07 |
| 平成15年 | 182,804 | 1.52 | 73.3 | 43.0 | 116.3 | 1.06 | 19,519 | 2.28 |
| 平成17年 | 165,803 | 1.38 | 77.0 | 45.3 | 122.3 | 1.12 | 21,196 | 2.48 |
| 平成18年 | 180,650 | 1.50 | 75.8 | 43.4 | 119.2 | 1.09 | 22,047 | 2.57 |
| 平成19年 | 215,357 | 1.79 | 73.2 | 38.2 | 111.3 | 1.02 | 23,148 | 2.70 |
| 平成20年 | 232,810 | 1.93 | 71.7 | 36.1 | 107.8 | 0.99 | 25,057 | 2.93 |

※1 新受事件数は、司法統計年報（民事・行政編）による。但し、平成16年4月から人事訴訟が家庭裁判所に移管されているので、平成17年度以降は司法統計年報（家事編）による「訴訟事件」数を加算している。

※2 弁護士選任率は、司法統計年報による同年の既済事件の弁護士選任率より原告、被告別に計算し、合計を出している。原告、被告に全部弁護士が選任されれば選任率合計は2.00（200%）となる。平成17年以降は家庭裁判所の既済訴訟事件を加えている。

※3 弁護士数は日本弁護士会の会員名簿による。

新受事件数は、平成12年度の184,246件をピークに平成18年度まで減少に転じたが、平成19年、平成20年と増加に転じている（但しこの増加は、近時の、消費者金融に関連する過払金の返還訴訟等による一時的なものかもしれない）。

一方、弁護士選任率は、昭和44年度を基準(1.00)として、平成2年度は1.25に上昇したのをピークに減少を始め、平成7年以降平成18年まで弁護士人口が毎年増加し、平成18年には約6,000人増加したにもかかわらずその間は、昭和44年度比約10%増の程度の横這いで推移している。そして新受事件が増加した平成19年度は1.02、平成20年度は0.99とかえって最も少なくなっており、これは昭和44年度と変わらない弁護士選任率であり、平成20年度は昭和44年度よりも若干ではあるが減少している。

(2) 次に表2は、同期間中の4つの種類別訴訟の弁護士選任率を示すものである。

表2 地方裁判所第一審民事訴訟の4つの種類別訴訟の弁護士選任率表

| | 人事を目的とする訴 弁護士選任率(%) | | | 交通事故による 損害賠償の訴 弁護士選任率(%) | | | 土地を目的 とする訴 弁護士選任率(%) | | | 無体財産権ないし 知的財産権に 関する訴 弁護士選任率(%) | | |
|-------|------------------------|------|-------|--------------------------------|------|-------|----------------------------|------|-------|---|------|-------|
| | 原告 | 被告 | 計 | 原告 | 被告 | 計 | 原告 | 被告 | 計 | 原告 | 被告 | 計 |
| 昭和44年 | 60.4 | 27.6 | 88.0 | 93.5 | 79.3 | 172.8 | 89.8 | 70.9 | 160.7 | 93.8 | 85.4 | 179.2 |
| 昭和50年 | 72.0 | 34.9 | 106.9 | 95.4 | 85.7 | 181.1 | 91.4 | 72.9 | 164.3 | 91.7 | 90.3 | 182.0 |
| 昭和55年 | 81.7 | 40.1 | 121.8 | 94.2 | 84.5 | 178.7 | 91.8 | 68.6 | 160.4 | 96.2 | 88.6 | 184.8 |
| 昭和60年 | 86.7 | 42.6 | 129.3 | 96.5 | 87.4 | 183.9 | 91.6 | 65.6 | 157.2 | 98.7 | 89.5 | 188.2 |
| 平成2年 | 92.1 | 50.0 | 142.1 | 97.2 | 91.3 | 188.5 | 92.7 | 65.3 | 158.0 | 94.5 | 92.5 | 187.0 |
| 平成7年 | 94.3 | 54.4 | 148.7 | 96.5 | 89.8 | 186.3 | 90.8 | 63.2 | 154.0 | 96.5 | 89.5 | 186.0 |
| 平成10年 | 93.8 | 55.1 | 148.9 | 95.6 | 89.7 | 185.3 | 88.2 | 58.0 | 146.2 | 97.6 | 91.8 | 189.4 |
| 平成12年 | 93.3 | 55.0 | 148.3 | | | | 85.0 | 53.8 | 138.8 | | | |
| 平成15年 | 93.3 | 55.6 | 148.9 | | | | 84.7 | 50.2 | 134.9 | | | |
| 平成17年 | 92.7 | 59.4 | 152.1 | | | | 85.6 | 48.7 | 134.3 | 95.7 | 86.8 | 182.5 |
| 平成18年 | 91.3 | 57.4 | 148.7 | | | | 86.6 | 49.7 | 136.3 | 92.8 | 80.7 | 173.5 |
| 平成19年 | 91.7 | 59.0 | 150.7 | | | | 87.7 | 48.2 | 135.9 | 92.8 | 83.6 | 176.4 |
| 平成20年 | 92.0 | 58.9 | 150.9 | | | | 87.0 | 47.9 | 134.9 | 98.2 | 84.6 | 182.8 |

※1 司法統計年報(民事・行政編)による。但し人事訴訟は、平成16年4月から家庭裁判所の管轄となったので平成17年は司法統計年報(家事編)も加える。
 なお、司法統計年報(民事・行政編)は、「交通事故による損害賠償の訴」については平成11年以降、「無体財産権ないし知的財産権に関する訴」については平成11年度ないし平成15年度分について、種類別弁護士選任率の記載はしなくなった。そのため上記表の空白部分は記載できなかった。

これによれば、原告弁護士選任率は、人事を目的とする訴訟は、平成2年

以降、92%を越え、交通事故による損害賠償訴訟は昭和44年から、93%を越えている。原告弁護士選任率が92%以上となっていることの評価としては、どのような場合でも、弁護士を選任せず自己だけで訴訟を遂行できると考えている一定の当事者がいるものであることを考えると、ほぼ限界まで選任率が上がっているとみるべきであり、従ってその時点で弁護士の数は足りている状況であるとみるべきである。

土地を目的とする訴訟は、経済的重要性と事件の難易性から弁護士選任需要は高いことから、昭和50年から平成7年まで原告弁護士選任率は90%を越えていたが、平成10年以降80%後半に落ちている。しかし昭和50年度の弁護士人口10,476人に対し平成10年度の弁護士人口は16,852人であって、約1.6倍増加しているのにもかかわらず弁護士選任率が低下していることから、弁護士選任事情としては飽和状態とみられる。従って昭和50年頃は既に弁護士数に不足はなかったといえる。なお知的財産権に関する訴訟は高難度の事件であるから昭和44年度ですでに原告弁護士選任率は93.8%である。この種訴訟は被告も十分反論できる内容の場合が多いので他と比べ、被告弁護士選任率も80%を越えて高い。

上記の、特に、広く種々の立場にある人が原告となる人事を目的とする訴訟(離婚訴訟等)、及び交通事故による損害賠償訴訟等の原告弁護士選任率が、いずれも早くから限界程度にまで高いことから、弁護士選任の必要度の高いものには弁護士は十分選任されていると評価することができ、少なくとも平成2年ころの弁護士人口(1万4,000人)程度で国民の必要とする弁護士需要は足りていたものと考えられる。

2 簡易裁判所調停事件数の推移と弁護士等選任率について

表3 簡易裁判所調停事件の弁護士等選任率

| 年次 | 新受事件数と増加率 | | 弁護士選任率と増加率 | | | | 弁護士数と増加率 | |
|-------|------------|-------|------------|------|------|------|----------|------|
| | 新受事件 総数 | 増加率 | 弁護士選任率 (%) | | | 増加率 | 弁護士数 | 増加率 |
| | | | 申立人 | 相手方 | 合計 | | | |
| 平成2年 | 59,120 | 1.00 | 28.7 | 17.4 | 46.1 | 1.00 | 14,184 | 1.00 |
| 平成7年 | 128,870 | 2.18 | 16.3 | 9.5 | 25.8 | 0.56 | 15,541 | 1.10 |
| 平成10年 | 246,702 | 4.17 | 8.8 | 4.7 | 13.5 | 0.29 | 16,852 | 1.19 |
| 平成12年 | 315,577 | 5.34 | 7.7 | 3.7 | 11.4 | 0.25 | 17,698 | 1.25 |
| 平成15年 | 613,260 | 10.37 | 3.8 | 1.7 | 5.5 | 0.12 | 19,519 | 1.38 |
| 平成16年 | 439,173 | 7.43 | 4.1 | 2.0 | 6.1 | 0.13 | 20,236 | 1.43 |
| 平成17年 | 321,383 | 5.44 | 5.1 | 2.7 | 7.8 | 0.17 | 21,196 | 1.49 |
| 平成18年 | 302,528 | 5.12 | 5.4 | 2.8 | 8.2 | 0.18 | 22,047 | 1.55 |
| 平成19年 | 254,013 | 4.30 | 5.7 | 2.9 | 8.6 | 0.19 | 23,148 | 1.63 |
| 平成20年 | 148,242 | 2.51 | 9.2 | 4.8 | 14.0 | 0.30 | 25,057 | 1.77 |

表3は、簡易裁判所調停事件の平成2年度からの新受事件と同年度からの既済事件の弁護士選任率等を記載したものである。

これによれば、新受事件数は、平成10年度以降急激に増加しているが、平成15年度の613,260件をピークに急減し、弁護士人口が最も増加している平成20年度は、かえって148,242件と、ピーク時の約24.2%と約4分の1にまで減少している。弁護士人口が増加しつつあるなかで、調停事件が一時的に増加し、また急減していることから、このような事象は弁護士人口とは関係のない要因で生じているものであることを示している。

また、弁護士選任率は、平成2年度の申立人・相手方合計選任率46.1%から、以後著しく減少を続けており、平成7年度25.8%、平成15年度は5.5%となっている。平成20年度はやや回復したものの申立人・相手方合計選任率14.0%であり、平成2年度の46.1%の3分の1以下になっている。

前述したように弁護士選任率は弁護士需要を示すものである。弁護士人口は

平成2年度の14,184人から平成20年度は25,057人と76.7%と10,873人も増加しているのに調停事件における弁護士選任率が平成2年度の3分の1以下、平成7年度の2分の1以下という結果となっていることは、平成2年度をピークに、その後は調停における弁護士需要は減少していることを示している。この原因は調停委員の信頼性が高くなり、弁護士の必要性が減じたことによるのではないかと思われるが、いずれにしても調停事件においては弁護士離れが生じている状況である。このことからしても、弁護士需要の関係からすれば、せいぜい弁護士人口は平成2年度の14,000人程度が相当ではないかと考えられる。

3 司法修習生の現在の就職状況の現実

日弁連宇都宮会長は、「現在、司法制度改革のひずみとして象徴的に現れているのが弁護士急増に伴う新人の就職難の問題だ。従来は「イソ弁」として事務所に入って給料をもらいながら弁護士として訓練を積んで独立するのが一般的であったが、今では席は置かせてもらえるが無給の「ノキ弁」や弁護士登録と同時に独立する「ソク弁」が出始めている。就職できず仕事もないため弁護士会費が払えず登録すらできない新人もいる」と述べている（週刊東洋経済、2010年5月22日）。

弁護士人口の急増で、既存の弁護士も一般的に事件も収入も減少し、事務所に新人をとる余裕がなくなってきた結果である。この現象は前述したように弁護士需要は増加しないのかかわらず、その見通しを全く誤り、弁護士を急増させた「司法審答申書」の間違った答申によるものである。現在この状況を是正するため、すでに各地弁護士会の一部では、司法試験合格者を1,000人にすべきであるとの決議をあげるに至っている。

しかし、司法試験合格者を年間1,000人にしても、シミュレーションによれば、弁護士数は3万9,000人弱で均衡し、年間1,500人であれば、弁護士数は6万人で均衡するといわれている。従って年間1,000人としても過剰であり、

今後急速に、弁護士の職域を拡大することを講じなければ悲惨な状況は改善されることはない。

しかしながら弁護士の使命感から、弁護士の職域拡大は国民の人権と正義を守る弁護士の使命感を維持し発揮できる範囲での職域拡大でなければならず、弁護士の職域の拡大といっても簡単なことではない。国において弁護士人口を増加させた以上、国の義務としてそのような職域を拡大できる措置を講ずる必要がある。

八、法科大学院制度の問題性

- 1 法科大学院制度は、「司法審意見書」に記載の、『司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹教育制度を新たに整備することが不可欠である。そしてその中核を成すものとして…法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる』、との答申に基づき設置されたものである。

そして「平成 22 年ころには、新司法試験の合格者数を年間 3,000 人達成を目指すべきである」とし、「法曹人口増加目標との関係を考え、法科大学院は平成 16 年 4 月からの学生受け入れ開始を目指して整備され…」るべきであるとしている。

法科大学院の制度設計の概要は、法科大学院の修業年限は 3 年としている。但し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者）については短縮型として 2 年での終了を認めている。

新司法試験は法科大学院の修了者に受験資格が認められる。

法科大学院の修了者の新司法試験の受験については 3 回の受験回数制限がある。

なお、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由していない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保するため法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられるとして一部この制度を残すこととしているが、法科大学院制度を配慮しつつとしているので少人数になるおそれがある。

2 現在法科大学院はこのような内容で設立されており、この制度実施の数経過後なされた政府の平成 22 年 7 月 6 日付「法曹養成制度ワーキングチームにおける検討結果」（以下ワーキングチーム取りまとめという）によれば、次のような懸念が示されている。

(1) すでに法科大学院は、平成 16 年 4 月から学生の受け入れを開始し、平成 18 年度からは、法科大学院修了者に受験資格を付与した新司法試験、その合格者に対する新司法修習が実施され、この制度による養成制度を経た法曹が誕生している。

新司法試験の受験者は平成 18 年 2,091 人、平成 22 年は 8,163 人であったが、試験合格者は平成 18 年が 1,109 人、平成 19 年 1,851 人、平成 20 年 2,065 人、平成 21 年 2,043 人であり、合格率比は平成 18 年の 48.3%から平成 21 年の 27.6%と低下している。

(2) 新たな法曹養成制度についての現状は、法科大学院志願者が年々減少、現時点においては制度導入時に比べると大幅に減少してしまっていることの問題点を指摘して、現状のままでは法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかという懸念が示されているとし、新たな法曹養成制度は、制度全体が悪循環に陥りつつあることから、関係機関が連携し、法科大学院教育、新司法試験、司法修習の各段階の所要の見直しを行い、好循環となるよう取り組む必要がある、としている。

3 司法試験の受験資格は、従来は大学2年終了したことでよかったのであるが、法科大学院制度による新司法試験の受験資格は、大学学部4年の上に法科大学院生として3年の修業年限（但し法学既習者と認定されたものは2年）が必要とされている。

4年の学部を経たうえさらに2年ないし3年、法科大学院に修業せねばならないので当然その分学費等の費用を必要とする。

日本弁護士連合会が、第63期司法修習生の法科大学院在学中の奨学金利用実態について2009年11月19日、20日に行ったアンケート結果によれば、貸付制の奨学金や教育ローンを利用しているものは52.81%であり、平均借入れ額は318万800円、最高借入れ額は1,200万円であった。

しかも前述したように修習終了した場合の弁護士の就職についての現状は、これまでのイメージと異なり、近年継続して行われてきた弁護士人口の増員にともない、勤務先となる弁護士事務所も収入低下により、就職困難であり、就職できないリスクが生じている。また就職できたとしても年俸が低くなっている状況が多い。

更に、平成22年11月から司法修習生の給与制が廃止となり、貸与制となることになっており、法科大学院生時代の借入にさらに加わることから、全国的に給与制存続運動が展開されている。

従って、司法試験合格者を現状の程度（年間2,000人）で推移すれば、これからの法科大学院生にとっては、さらに就職の困難性が増加するし、弁護士業で将来生活していけるかどうかの展望も暗い。

上記のような現状が明らかになってくるにつれて、法科大学院志望者が現在激減してきているのである。前述の政府ワーキングチームの（取りまとめ）の中でも、「相応の競争原理が働き適正な入学者選抜が確保できると考えられる最低限の競争倍率2倍に満たない法科大学院が平成21年度は74校中42校、平成22年度は40校あり、平成22年度においては競争倍率1.06倍といった極端に

競争倍率の低い法科大学院すら存在した」と記している状況にある。

4 法科大学院構想の問題性

- (一) 法科大学院構想の生じてきた原因は、主として、これまでの司法修習制度については、積極的評価で大方の意見は一致しているところであるが(注21)、これからの社会は、法曹人口、特に弁護士人口の大幅増員が必要であるとし、これまでの法曹養成体制ではこれ以上の司法試験合格者の増員が困難であるからとして考えられたものである。そしてこれに加えて、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」といわれる状況を招いており、法曹となるべきものの資質の確保に重大な影響を及ぼしている、などの認識のもとに、法科大学院制度により、その是正をはかる必要があるとする建前のものである。

この法科大学院（ロースクール）制度については、大学での教育を担っている大学人等やその他からも次のような批判的意見や問題点が指摘されていた。これらを総合すると、法科大学院制度は、質の高い法曹を養成できるとは到底言えない。現行修習制度の改善の方が適切であり、少なくとも法科大学院制度の実施はさらなる慎重な検討が求められていたものであった。

- (二) 法科大学院構想の生じた理由の一つとして、学生が司法試験受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」が生じ法曹となるべき資質が確保できないのでその是正のために法科大学院が必要であるという説明がある。

- (1) この問題については名古屋（現愛知）弁護士会が平成12年4月に実施した、登録10年以下の同会若手会員についての、「司法試験と法学部及び予備校の講義に関するアンケート調査」がある。これによって予備校と大学の講義についての評価をみると、「司法試験に役立った」の項目において予備校が81.9%、大学が12.8%で、圧倒的に予備校の評価が高いのは、予備校の目的からして当然としても、特に留意すべきことは、「法律知識の修

得に役だった」の項目について予備校 59.6%、大学 45.7%、「法律解釈論の理解に役立った」の項目について予備校 50%、大学 35.1%であって、いずれも予備校は大学よりも高い評価を得ている。また、「わかりやすい」について、予備校 45.7%、大学 12.8%と、これも予備校の方が大学よりも顕著に高い評価を得ている。

大学にあっては、「司法試験に役立つ」については、予備校にたとえ一步譲るとしても、「法律知識の修得」、「法律解釈の理解」、「わかりやすさ」の項目においては予備校に勝るのでなければ、大学の教育として不十分、不適切といわれても仕方がないのではないか、即ち大学は正当な競争において予備校におくれをとっているのではないかが問われなければならない。

従って大学の急務は、これらの項目において予備校より好評を得る努力をすべきであり、それが達成し得る教員を養成すべきことが本来真っ先に行われるべきことであった。

司法審の大学院構想は、原則として法科大学院終了者のみに司法試験の受験資格を与え、しかもその7割ないし8割が合格する制度として、構造的に司法試験予備校に学生が行くことを阻止しようとするものがある。しかしこれまで予備校との競争があっても魅力のある大学教育づくりができていなかったのに、予備校との競争を制度でまもられるようになれば魅力ある教育づくりが一層おとろえる可能性の方が大きくなる。

(2) また法科大学院の卒業生だけが原則として司法試験の受験ができて、しかも司法試験の合格率を70~80%とした場合には、法科大学院入学試験対策、法科大学院卒業試験対策、新司法試験対策に、それぞれ受験予備校ができる。法科大学院制度になれば、学生が予備校に行かなくなるというのは、幻想であるといわれていた（注22参照）。

(三) 法科大学院構想については更に、次のとおり、多くの問題が指摘されていた。

- (1) 司法審の法科大学院制度のもとにおいては市民の権利の守り手は後退する懸念が大きい。
- ① 法律家に「ロースクール」卒業という高学歴を要求することになれば、必然的に国民の上下の階層分化が生じ、そのようにして育った法律家によって支えられる司法制度は、社会上層のための司法制度になってしまうだろう。法学教育界までが「ロースクール」制に移行したら、明治以降、戦後社会を通じて大勢の先輩法律家が粉骨砕身して築いてきた、国民の声なり、人権を守るといふ誇るべき伝統ははかなくも雲散霧消し「法曹三者」が支配的階層の利益を守るだけの存在になってしまうだろうといわれている（注23）。
- ② また「ロースクール」制度は授業料が高額となり、「アメリカの民衆の弁護士組織にはロースクール生が大勢入るけれども卒業すると途端にみんな多くの借金を背負うために結局弁護士になると活動にほとんど参加しなくなる」（注24）、「収入の少ない公益活動を敬遠するのは、ロースクール3年間の負債を早く返したいという経済的動機からだ」（注25）といわれており、「ロースクール制度」による授業料高額化は公益的活動をする弁護士を少なくする原因をつくっていくことになる。
- ③ 法科大学院の学費は高額となり、裕福なものでなければ法曹になれなくなる（注26参照）。
- (四) 良質の法曹養成が実現する充実した法科大学院を果たしてつくり得るかの疑問がある。
- (1) 「各大学法学部がこれまでのとおりの法学部と大学院（研究者養成及び専修コースなど）を維持しながら、新たな法科大学院を設置しようとするれば、弁護士などの実務家の参入があつたとしても、全体として法学教員の数量が決定的に不足する」といわれている（注27）。既に、『こうした事情に鑑みて、法科大学院について専門大学院に予定される専任教員、実務家

教員の要件を緩和することが、大学側から主張され、検討会議の「議論の整理」もこの点を今後の課題としている』（注 28）という状況もある。そして「現状の議論の方向で法曹養成制度を転換させるようなロースクールの設立は短期的には実際に困難であり、いずれにしても既存の法学部・法学系大学院の全体のあり方の再検討まで視野に収めなければ前に進むものではない。」（注 29）と言われていた。

- (2) また、「教育内容が簡単に理想的なロースクールのものに変えられるかは大きな問題である。1991 年頃から大学院重点大学なるものが登場して、法学部教授が大学院法学政治学研究科教授、法学部長が大学院法学政治学科長という長たらしい肩書きに変わったが、中味は一向に変わりばえしない、という故事(?)がある」（注 30）として、司法審の考えているような「法科大学院」の実現について大きな疑問が提されていた。
- (3) 「法科大学院制度は、法学研究者の数や、設置するための経費などから、それほど多くの優秀な法曹を養成できるとは思わない」ともいわれていた（注 31）。
- (4) 法科大学院構想に対しては、文部省の設置認可による選別のほかに、文部省予算による財政的な援助がつきまとい、資金面を通じての誘導支配が行われるだろうと懸念されている（注 32）。このことから国民のための法曹としての質は人権と社会正義を実現するという倫理的質が第一に重要であるが、そのような方向が守られるであろうかは大きな疑問である。
- (5) 一発勝負の現行司法試験制度は、客観的で公平な選抜を保障するものである。また、受験勉強に専念することが飛躍的に学力を高めているという積極的な面を有している。現行司法試験制度の長所を、安易に捨て去るべきではない（注 33）。
- (6) 日本においては、司法研修所がロースクール機能を担ってきて、優れた実務教育を施してきたことを正面から認めて、司法研修所の組織及び機能

の大幅な改善を図ることの方が、ロースクール(法科大学院)において文部科学省の定める設置基準の範囲でさまざまな試行錯誤を繰り返すよりも、はるかに安価で効率的に実務教育を行うことができ、より大きな成果が上がる。法学部教育の縮小や荒廃をもたらす危険性のある制度改革は避けるべきである(注 34)。法学部の上乗せコースで十分所期の教育効果をあげることができるにもかかわらず、人的・物的設備に制約の多い法科大学院を設置する必要はなく、経費・労力の壮大な浪費ではないか(注 35)。

(五) 以上のことからすると国民のための法曹養成制度として法科大学院制度はこれまでの制度よりも劣る危険性が高いものであり、軽々しく発足してよいものとはいえないものであった。司法審は弁護士需要の予測を全くあやまり、弁護士人口大増員が必要であるとして法科大学院を設置し大量の法科大学院生を就学させた結果、現在弁護士過剰により法科大学院卒業生は多額のローンをかかえ、新司法試験合格率 27.6%のなかで、たとえ合格したものであっても就職難にあえぎ、また、合格しないものは、多額のローンをかかえたままで一般就職も困難であるという悲惨な状況をまねいている、人権上、抜本的な制度の見直しを直ちにすべき事態である。

注 21 東京大学シンポジウム「ディスカッション・ペーパー」ジュリストNo.1168号17頁

注 22 早稲田大学教授 鎌田薫『法曹養成と私法教育』成文堂、2002年3月10日刊「ロースクールを考える」のうち107頁

注 23 神奈川大学教授 清水誠『「ロースクール」案に反対する』法律時報72巻8号186頁

注 24 弁護士萩尾健太「法科大学院構想の危険性」法と民主主義2001年No.355、51頁

注 25 帝塚山大学教授 藤倉皓一郎「アメリカにおけるロースクールの実像」法律時報72巻1号130頁

注 26 前掲 鎌田薫 59頁

注 27 東京大学教授 広渡清吾「法曹養成の公共性と法科大学院」法律時報72巻12号45頁

注 28 前掲広渡清吾「法曹養成の公共性と法科大学院」45頁

注 29 東京大学教授 広渡清吾「法学教育の位置と法曹養成」法律時報72巻9号40頁

注 30 神奈川大学教授 清水誠「司法改革論議・警言」法律時報72巻11号86頁

注 31 前掲 鎌田薫 48頁

注 32 前掲清水誠『「ロースクール」案に反対する』186頁

注 33 前掲 鎌田薫 84～85頁

注 34 前掲 鎌田薫 112頁

注 35 早稲田大学名誉教授 鈴木重勝『法科大学院は必要か』成文堂、2002年3月10日刊「ロースクールを考える」のうち239頁

九、国民生活とあるべき法曹養成制度

- 1 人権と正義が守られる社会は、国民に生活の安定と幸福をもたらすものであり、時代を越えて、常に、社会・国民が、心から強く求めるものである。

したがって国政すなわち、立法、行政、司法の三権は、いずれも、人権と正義が守られる社会の実現を目指している。

そのうち司法は、裁判により、具体的事件を通じて国民の個々の人権を守り正義を実現していくものであり、国政上これらの権利を守る最後の砦となっており、重要な責任を課されている。

法曹三者は、この司法を担うものであるから、当然のことながら人権擁護と社会正義の実現を使命とし、司法を通じてその実現を図らなければならない職務である。弁護士法第一条は、弁護士の使命としてこのことを明記しているが、これは、弁護士のみではなく法曹すべての使命である（注 36 参照）。

そして、制度を支えるものが人である以上、司法が真にその重要な役割を果たすには、それを担う法曹三者を如何にして養成するかにかかっている。即ち、法曹養成制度を、いかにつくり、いかに維持していくかが實際上重要なことであり、このことに重大な関心をもたねばならない。

2 戦前の法曹養成制度

戦前は、裁判官・検察官の養成は、司法官試補制度（修習期間1年6ヶ月）があり、また、弁護士の養成は、弁護士試補制度（修習期間1年6ヶ月）がおくられて発足したが、裁判官・検察官の養成とは別々に分離養成されていた。しかも裁判官・検察官の養成は、国費をもって行っていたが、弁護士の養成はなおざりにされていた。そのため、弁護士の力が弱く、裁判官・検察官に対向して、国民の人権や正義を守る力が弱かった。また、一方裁判官、検察官となるものは、最初から官僚として修習を受けることから、国民の立場をよく理解し、国民の立場に立って考えるという訓練ができなかった。そして、これらのことがあいまって、戦前は国民の人権や権利は十分守られていなかった。

3 戦後の法曹養成制度（司法修習制度）

戦前の法曹養成制度では、国民の人権や権利は十分守られなかったことの反省から、戦後の司法の民主的改革の一つとして、修習期間2年の司法修習制度が制定された。

この制度では、戦前と違って、志望如何にかかわらず、裁判官・検察官及び弁護士となろうとするすべての者が、修習の最後まで、統一・平等の修習を受ける。従って司法修習生の修習目的は、法律実務家（法曹）となるための専門教育であると共に、裁判官、検察官及び弁護士という法律実務家の三部門について一応の修習を行い、そのいずれにも入り得るための基礎教育であるとされている（注37参照）。

この制度の、司法修習期間は2年であり、その具体的修習内容は次のとおりである。最初、司法研修所において4ヶ月、実務修習において十分修習の効果をあげうるための準備的、ガイダンス的意義を有する教育を受ける（前期修習）。その後、現地の裁判所、検察庁、弁護士会での実務修習16ヶ月（民事裁判、刑事裁判、検察、弁護各4ヶ月）を行い、そして最後に再び司法研修所で4ヶ月、仕上げと終了試験を受ける（後期修習）。そしてこの2年間の修習を終了した後、修習生は、自由意志で、裁判官・検察官または弁護士の道を選ぶ。

4 実務修習期間16ヶ月を含む司法修習期間2年の意義

(1) 現行修習制度は、戦前の判・検事の実務修習制度であった司法官試補制度（期間1年6ヶ月）と弁護士の実務修習制度であった弁護士試補制度（期間1年6ヶ月）を統合し、全員に、判・検事・弁護士の修習を、統一・平等に行う制度となった。従って、両者を統合した修習期間は、本来、司法官試補期間及び弁護士試補期間の合計3年でもよいはずであるが、ぎりぎりに期間を短くし2年となったものと考えられる。当初の司法修習制度の創設時には、連合軍司令部担当者からの質問に対し、司法関係者を含む国側担当者は、「裁判官としての仕事、検事としての仕事、弁護士としての仕事すべてを一通り

修習するのであって、その期間が合計2年であるから長すぎることはない」と説明している。また、給与支給について司法省側は、「司法修習生は、裁判官、検察官になるのに必ず経なければならないものであるから給与を支給する。また、弁護士も国家事務を行うものであるから弁護士になるものについても同様のことがいえる。」と説明している（注38）。

また、昭和30年頃の「司法教育」座談会において、当時の司法研修所長は、修習期間2年について、若干延長してもよいのではないかと、弁護士会同様裁判所や検察庁も実務修習期間の延長を希望している旨の発言もあり（注39）、実際に運営した結果として修習期間2年は、むしろ短いとさえ考えられていたのである。

- (2) 修習期間2年のうち、現地における、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護各4ヶ月合計16ヶ月の実務修習は、法曹を養成するための中核となる修習である。

戦前の法曹養成制度においては、裁判官・検察官の実務修習は1年6ヶ月、弁護士の実務修習は1年6ヶ月であった。現行制度はこれを統一し、裁判・検察・弁護の三分野の実務修習をすべてに対し平等に行うのであるから、三分野合計で16ヶ月（1年4ヶ月）という現行制度は本来短い位である。これより短くすれば見学に墮してしまい、生きた事件にふれ、社会の複雑さと国民的立場にたつ人権感覚を体得するという最も重要な修習目的を失うことになる。

以上のことから、現行の実務修習16ヶ月を含む2年の修習期間は、終了すれば直ちに独立した法曹として国民の人権と正義にかかわる極めて重要な職務につくことを考えると最低限の期間である。

5 2年間の統一修習制度の社会的、国民的有益性

- (1) 2年間の統一・平等の修習は、法曹三者の地位・力量を均衡させる。法曹三者のうち特に権力をもたない弁護士が、他の二者と対等の立場で国民の人

権と正義をめぐる争える体制がとり得るときに、はじめて国民の真の人権と正義が守られ得るものである（注 40 参照）。その意味で二年間かけて裁判官・検察官・弁護士を統一平等に養成し、社会的地位においても、また力量においても相互に遜色のないように法曹三者を養成する修習制度は、国民の人権と正義を守る観点から極めてすぐれた制度である。そしてその評価も高い（注 41、42、43 参照）。

戦後、日本において弁護士・弁護士会が、国民の人権擁護と正義の実現に大きく寄与し社会的評価を高めていることは、この戦後の統一・平等の修習制度の成果である。

- (2) 弁護士にとって、民事裁判、刑事裁判、検察の実務修習は、弁護士能力を高め、国民の人権と正義を守ることに寄与する。

弁護士となるものにとっては、実際に現地の裁判所、検察庁での民事裁判 4 ヶ月、刑事裁判 4 ヶ月、検察 4 ヶ月の実務修習を行うことにより、裁判所、検察庁の人権と正義についての考え方を知り司法運営の実情に対する理解を深めることができる。このことによって、弁護士になったとき、如何にすれば司法の場において人権と正義の実現をはかることができるかの実際の展望をもつことができ、自信をもって弁護士としての事件処理ができる。このことは、国民の人権と正義を守ることに極めて有用である。司法研修所所長をつとめ後に最高裁判事にもなった司法界の先達は、修習生は志望している以外の二分野を良く修習する必要があるとし、弁護士になるものこそ、裁判官や検察官の仕事を良く修習するべきであると言っている（注 44）。

- (3) 裁判官・検察官にとって、弁護士会での 4 ヶ月間の実務修習は、官僚性をうすめ、国民的立場と視野をもつ、裁判官・検察官を育て、国民の人権と正義を守ることに寄与する。法曹の職務は、国民の基本的人権に影響するところ重大であるから、国民的立場にたった視野の広さと見識の豊さが必要であり、官僚的であってはならない。とくに裁判官・検察官となる者は、弁護士

修習の実務を行うことにより、依頼者たる一般国民に接し、その実情や、思いを理解修得することができる。このような弁護士修習は裁判官・検察官の官僚制をうすめるものであり、人権感覚のある民主的法曹として育つためには極めて重要な修習である（注 45）。

(4) 更に、2年という期間、裁判官・検察官及び弁護士になろうとする、立場が異なる三者が、ともに生活し、その間、日常的に対話や議論を行うことにより、それぞれの職務について視野が広がり、幅広い有用な法曹として育つ。また、立場は違っても、それぞれ司法において人権と正義の実現をはかるという目的が共通であることが感覚的にも理解することができるようになり、このことが法曹となった場合、互いに協力して（対向的協力を含む）、司法による正しい人権と正義による解決をし、社会、国民にとって有用な人権と正義にかかわる社会秩序を形成することに寄与する（注 41、42、43 参照）。

(5) 以上のことから、修習期間2年及びそのうち分野別各4ヶ月の実務修習は、社会国民が真に求める法曹としての質を備える人材を得るための最低限の期間であり、かつそれらは有機的に関連しており、その一部でも短縮されてはならないものである。

6 オン・ザ・ジョブ・トレーニングの導入による修習期間短縮論について

2年の修習期間については、法曹になってからそれぞれの組織においてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを行うことにより、研修効果もあがり、修習期間は短縮できるとの意見がみられる（注 46）。しかしながらこの意見は、戦前の反省のもとに戦後発足した司法修習制度の理念、本質を理解していない考え方である。

前述したように戦前の修習は、判・検事になるものと、弁護士になるものとを分けた分離修習であった。しかしながらそのような方法では、国民の人権と正義を守ることは十分でないとの反省から、現行の修習制度が生まれたのである。2年間の修習制度の意義は、それぞれの組織に入って、オン・ザ・ジョブ・

トレーニング等が開始されるまでに、前述したように2年間の統一・平等修習を行うことにより、法曹三者の地位、力量の均衡を図り、国民の人権と正義を良く守ろうとしているのであり、また、それぞれが他の分野の実務修習をすることによって、大局的には、それぞれの単独の職場で分離的に修習するよりも効果があがること、更には、2年間、判・検事・弁護士となるものが、いわば生活を共にして統一・平等の修習をすることによって、偏らない広い視野が生じ、このことが法曹人として重要であること。また、弁護士となるものについては、裁判・検察の実務修習は弁護士能力を画期的に増大し、また、裁判官・検察官になるものについては、弁護士実務の修習は、官僚性をうすめるとともに国民的立場と視野をもつものを育て、国民の人権と正義を守ることに寄与するのである。

即ち、この修習2年間の意義は、志望別にそれぞれの職場で直ちに修習することを否定し、法曹三者の各職域で、平等に実務修習をすることにより、大局的には力量のある、しかも国民の人権と正義を守ることに寄与する民主的法曹を育てる基礎となるものである。そして、そのためには、2年間は実際上必要であり、削減できないものである。

修習期間短縮とひきかえのオン・ザ・ジョブ・トレーニング論は、修習制度の意義、理念に沿わない議論であり、国民の人権と正義を守る観点からは認められない考えである。

7 今回の司法改革による、修習期間1年の制度は妥当でないことについて

(1) 前述のとおり戦後、司法修習期間は2年であって平成10年採用の司法修習生(52期)まで2年が続いていた。その後司法試験合格者数の増加をはかったことから、平成11年採用の司法修習生(53期)から司法修習期間は1年半となり、各実務庁会の実務修習は各3ヶ月となった。そして平成18年から新司法修習では、司法修習期間は1年間になり、各実務庁会実務修習期間は各2ヶ月となった。

修習期間 1 年、そして各実務修習が 2 ヶ月となった制度は、司法の各実務を、いわばかけ足で見学してまわったという効果しか得られない、きわめて中途半端なものである。前述した修習期間 2 年、各分野実務修習 4 ヶ月のような力量のある、国民の人権と正義を守る法曹を育てる効果は全く得られないものであり、国民の期待する質を備える法曹を養成する制度として不適當である。

注 36 松田二郎「専門的法曹教育について」、法律時報 29 卷 4 号 59 頁

「法曹は人々の基本的人権を擁護し、かつ公共の福祉を維持することを任務とする……それは営業でなくプロフェッションである」

「……ことに民主主義の社会では、暴力や情実が行われてはならないのであり、そこは法の支配すべきところである。即ちそれは法の支配すべき社会であるからには、法曹の任務は重く、法曹の養成は極めて重要な意味を持っている。」

なお、松田二郎氏は司法研修所所長であり、後に最高裁判事となっている。

注 37 前掲、松田二郎「専門的法曹教育について」、61 頁

「司法研修所における教育は法律実務家となるための専門教育ではあるが、しかし裁判官たるためのみの教育でもなく、また検察官や弁護士たるための教育でもないことである。それは裁判官、検察官及び弁護士という法律実務家の三部門についてその一応の修習を行い、その何れにも入り得るための基礎教育である。」

注 38 (ア) 司法研究報告書第 8 輯第 10 号、司法研修所刊「戦後の司法制度の経過」(第 2 分冊) 474 頁

『従来の「一年六ヶ月以上」の修習(司法官試補につき、裁構法第 57 条第 1 項、弁護士試補につき、弁護士法第 2 条第 1 項第 2 号参照)を「少なくとも 2 年間」の修習と改め、修習の一層の充実をはかり、法曹の向上を期した。』

(イ) 同第 520 頁『二ヶ年というのは、弁護士志望の者でもその間に弁護士事務のみを修習する訳でなく裁判官としての仕事、検事としての仕事、弁護士としての仕事をすべて一通り修習するのであって、その期間が、合計二年であるから長すぎることはないと思う。』

(ウ) なお、弁護士を含む法曹三者の国費養成については、現制度創設時の司法省側の説明は、「司法修習生は、裁判官、検察官になるのに必ず経なければならないものであるから給与を支給する。また、弁護士も国家事務を行うものであるから、弁護士になるものについても、同様のことがいえる」(前掲、「戦後の司法制度改革の経過」475 頁)としており、弁護士を国家事務である司法を担う公共的職務として認識し、給与支給を当然としていたことを示している。

注 39 座談会「司法教育」ジュリスト No.88、8 頁、司法研修所所長松田二郎氏発言「現在の 2 年の修習期間が短すぎはしないか、……期間を延長せよとの論が一部に唱えられているので

す。……予算等の問題は別として、現在より若干延長してもよいのではないのでしょうか。弁護士会の実務修習期間の延長要望と同様に、裁判所や検察庁も亦、実務修習の期間延長を希望しているのです。私としては期間延長の前に、まず内容の充実を考えたく思っています。」

注 40 前掲座談会「司法教育」6 頁、弁護士島田武夫発言「本来弁護士は、判・検事以上の実力をもっていないから……」

注 41 前掲座談会「司法教育」6 頁、東京高裁判事村松俊夫氏(元司法研修所教官)発言「私は裁判

所へ帰ってから修習生出の弁護士の人をいろいろ見ているのでございますが感じていることを申し上げれば今お話になった弁護士の方は、昔の弁護士試補の時代よりも力がついてきたということを思います。それと、もう一ついいと思うのは、弁護士と検察官と裁判官というのは、昔よりも、研修時代同じ生活を送り、互いに親しくしているということと、それぞれの仕事がどんな

ものでどんな空気のところかを知っていることが、いろいろな意味でいい意味に働いてくるというふうなことを思っております。」

注 42 前掲座談会「司法教育」6頁、司法研修所教官（判事）足立進氏発言「私も間接に聞いているわけですが、研修所ができて一番よかったのはどこかというとはやはり弁護士になった方ではないか。勿論裁判官や検察官になる人でも昔の試補時代に比べれば、当時はいまの現地における実務修習が主たるもので、現在の研修所ができてから統一かつ総合的な修習を受けることができるようになった点で従前よりよくなったことは云うまでもないと思いますが、……やはり法曹一元といっても、裁判、検察、弁護それぞれの人がお互いに他を知っているということが一番必要だと思うのです。昔はそれがなかったのです。今はみな修習2年の間に将来何になる人でも、全部裁判、検察、弁護について全く同様に修習して、その実情をよく知って理解しているということ、これが私は法曹一元の目的達成という上に非常に役立っているものではないか。そうしてまた実際にそれぞれ別な面で一本立ちになってからも、そこに相互の理解が十分できている。そういう意味でやはり同じ目的に向って協力できるという基礎が築かれているのではないかということを実際卒業して裁判官となり、あるいは検察官となり、あるいは弁護士になった人たちと会って話をする機会が始終ありますが、そういう時にそんな感じを一番強くもちますね。これは研修所の制度の一番いいところではないかと思えます。」

注 43 前掲松田二郎「専門的法曹教育について」60頁

「おそらくそれは（現行修習制度は）終戦後の諸制度のうちで、最も幸福な発展を遂げてきたものの一つといい得るであろう。今やその出身者（現行修習制度出身者）は本年の春の卒業生を含めて2千名を越え、わが国全法曹のうちで占める比率は甚だ高いのであって、裁判官、検察官及び弁護士の若い層は殆んど全部この出身者によって占められている。しかも、これらの若い法曹のうちには欠点がある者があるにせよ、全体的に見て優秀であるということは、今や一般的に承認されているといっても敢て過言ではないであろう。……わが国では司法研修所の発足によって徐々ではあるが、法曹の間に根本的、本質的の変化を生じつつあるのである。私は終戦後の混乱期にあつて早くも司法研修所という新しい制度を構想し、これを実現せしめた先覚者の卓見を偉とするものである。ちなみに司法研修所は、我が国独自の制度であつて、欧州にもアメリカにもその例を見ないものである。」

注 44 前掲座談会「司法教育」7頁、司法研修所長松田二郎氏発言「私としては考えなければならないのは、司法研修所が司法修習生の修習の面において裁判官養成だけに片寄ったりあるいは検察官養成の方に片寄ったりしてはならないし、この点は我々として十分に注意しているのでありますが、しかし又司法研修所は弁護士の要請に片よるべきではない。若し裁判官、検察官や弁護士がそれぞれ自己の領域についてのみ、その後進を養成することを主眼にするならば、司法研修所を廃止して、裁判官、検察官と弁護士の各別に三つの研修所を作るのがよいでしょう。しかし私はそのような考えには、全然反対です。」

司法修習生のうちには最初から裁判官志望の人がおりますが私はそのような方には常々いうのです。いずれ裁判官になるのだから、今のうちにはむしろ検察官なり弁護士の仕事を特に良く修習なさいと。反対に弁護士志望の司法修習生には、出来るだけ裁判官や検察官の仕事を修習するようにすすめております。結局自分の志望以外のものを一層よく修習すべしというのが私の年来の主張です。」

注 45 利谷信義「司法修習における裁判官像」29頁、日本法社会学会編「裁判官論」友斐閣刊

「実務修習なかならず弁護士修習のもつ効果である。特に裁判官・検察官という強大な国家権力の行使者となる者にとって、当事者の立場に立つ経験はきわめて貴重である。それは、まさに「人権感覚」の源泉となるからである。国民の司法参加の極度に制限された日本の司法制度において、司法が真に威信を保つためには、恣意的な権利行使の自己抑制が不可欠である。それを支えるものこそ、とぎすまされた「人権感覚」以外の何ものでもない。」

注 46 法曹養成制度改革協議会意見書ジュリストNo.1084、64頁

十、今後の法曹養成制度について

- 1 司法試験合格者数は、年間 1,000 人とすべきである。

国民が真に求めているものは「安心して暮らせる社会」であり、人権擁護と社会正義が貫徹される、「真の法の支配」が実現される社会である。従って国民が弁護士に求めているものは、国家権力を含みいかなる権力や経済力に抗しても人権擁護と社会正義が貫徹される社会づくりを実践し、「真の法の支配」を実現する質を有する弁護士である。そのためには、弁護士の経済的保障として、過当競争にいたらない適度の人数とすることにより経済的環境を保持する必要がある。従って、司法試験合格者を年何人とするかは、国民の求める弁護士の質を保持するためのきわめて重要な政策である。そして、そのための適正な人数としては、司法試験年間合格者数を少なくとも 1,000 人とすべきである（これでも弁護士の職域拡大をはからねば、過当になることは前述したとおりである）。

- 2 司法修習期間は、2 年とし、実務庁会での民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の実務修習は、各 4 ヶ月とすべきである。

これまで述べたように実務修習各分野各 4 ヶ月を含む 2 年間の統一・平等修習は、弁護士になるものにとっても、また裁判官、検察官になるものにとっても、国民のための法曹となるために必要かつきわめて有効適切な制度であり、高く評価されていたものである。この司法修習 2 年の制度を、国民のための制度として従前通り復活する必要がある。

- 3 司法試験受験資格は、従前と同様にすべきである。

従前は司法試験第一次試験があり、大学卒業程度の一般教養科目について筆記試験が行われるが、大学で一般教養科目の学習を終わった者は第一次試験を免除されていた。通常大学では 2 年終了時点で一般教養科目の学習が終わっているため、大学 3 年生から司法試験第二次試験（現在の新司法試験に当る）を受験し合格したものもあった。

従前、この受験資格で問題があると考えられたことはなく、法科大学院による受験資格制度に比し高く評価されている（注 47）。従って司法試験受験資格は、従前と同様にすべきである。

なお、上述の司法修習期間 2 年の制度及び司法試験受験資格については、後述の「法科大学院制度についての再考」で述べる措置の関係で、発足時期は一定期間おくれることになる。

注 47. 早稲田大学教授 鎌田薫 「法曹養成と私法教育」、成文堂

2002 年 3 月 10 日刊「ロースクールを考える」のうち、60 頁

「現在の司法試験制度の下でも、合格者の 3 割強が「大学生」である。今よりもっと合格率の低い時代でも、一部かも知れないが、法学部の 3 年とか 4 年で司法試験に合格し、人格・識見ともに申し分なく、世間の厚い信頼を得ている極めて優秀な法曹がいることは誰もが認めるところであろう。こうした人たちを、大学卒業後さらに何年もロースクールに閉じ込めておく必要が本当にあるのだろうか。現在の制度では、法学部卒業生で最も早い者は 23 歳で実務に就くことができる。それが、仮にロースクール在学中に司法試験を受験することができ、かつ、司法研修所を 1 年に短縮するという制度にしたとしても、25～26 歳にならなければ実務に就くことができなくなる。この期間中の学費や生活費も問題になるが、社会にでていくのが遅くなること自体を問題とする必要もあるように思う。こういう有能な人たちはどこでも高給をもって迎えてくれるのだから、結局は法曹界から離れていったり、優秀であるが故に余計に学校に通ったのだから高額な報酬をもらえて当たり前という意識を強くさせることになりかねない。むしろ、1 日も早く実務の世界に飛び込ませて、その能力にさらに磨きをかける方が本人にとっても社会にとってもズッと有益ではないだろうか。」

4 法科大学院制度について再考

(1) 法科大学院は、平成 24 年度から、その時点での法科大学院生を除き、法曹養成に特化した制度であることをやめる。従って法科大学院の修学をもって司法試験の受験資格とはしない。

但し平成 24 年の時点での法科大学院生、及びそれまでに法科大学院生で司法試験を受験していないもの及び受験 2 回までのものは、これまでどおり通算 3 回まで受験資格があるものとする。

(2) 前記但し書きの者の受検については、司法試験合格者数は 1,000 人程度になっているものとして、そのうち 500 人の枠を法科大学院による受験資格の受験者に充てる。残り 500 人の枠は、予備試験による受験資格による受験者と法科大学院受験資格の受験者に充てる。

(3) 法科大学院は、法曹養成に特化した制度をやめた後は、学者養成のほか、広範囲の法律職、隣接法律職等となることを目指すものとする。

例えば、簡易裁判所判事、副検事、裁判所書記官、裁判所事務官、法務事務官、税理士、弁理士等が考えられる。これについては受入側の受入体制が必要であることから、その検討と理解が必要である。

要は、法科大学院生となっても、現状においては多額のローンをかかえる者が多数であり、しかも司法試験に合格しない多数の者が生じており、これらの者の職がないことは人権問題でもある。法科大学院に修学したものが仕事を得ることができる方途を講ずべきである。